

国際民間航空機関（ICAO）
第212会期理事会 決定文書（要旨）

平成29年10月7日
外務省専門機関室

1. 理事会は、日本及び韓国が提出し、アルゼンチン、豪州、カーボヴェルデ、カナダ、コロンビア、ドミニカ（共）、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ペルー、スペイン、スウェーデン、英国、米国及びウルグアイが共同提案国となった共同作業文書を審議した。

2. 北朝鮮による弾道ミサイルの発射は、国際航空路を越え、事前通報なく行われており、国際民間航空の安全に対する深刻な懸念となっている旨を留意。

3. これらの事態に対し、理事会議長は、北朝鮮に対し、国際民間航空条約の原則、標準及び勧告方式の遵守を求める書簡を発出した旨を留意。

4. 理事会議長は、理事会規則に従い、本理事会に北朝鮮代表を招待したが、北朝鮮より出席登録がなされなかった旨を報告。

5. 理事会は以下の措置をとる。

- 1998年のICAO総会決議A32-6（航行の安全）を想起する。
- 事前通告なしに国際航空路付近で繰り返されるミサイル発射は、国際民間航空の安全への重大な脅威であり、北朝鮮の行為を強く非難する。
- 北朝鮮に対し、国際民間航空条約及び関連附属書と諸規則、ICAOの定める国際標準を遵守するよう強く求める。
- 北朝鮮によるミサイル発射が国連安保理決議に対する違反であることに留意する。
- 事務局長に対して、本理事会決定を電子公告にて全加盟国への周知を求める。
- 本会合の結果について、メディアを通じて発表する。
- 事務局長に対して、北朝鮮によるシカゴ条約及び関連附属書の遵守及び改善状況を継続的に監視し、状況改善のためのその他措置についても検討し、理事会へ報告するよう求める。

（了）